

国 総 支 第 1 号  
平成28年4月5日

各地方運輸局交通政策部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

総合政策局公共交通政策部交通支援課長

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額について

平成29年度における地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表8及び10に定める「補助対象系統が存する各市区町村毎の国庫補助上限額」については、下記により算定することとしたので、関係者への周知方よろしくお取り計らい願います。

記

①通常の補助を受ける場合の基本算定式

《財政力指数0.5未満》

対象人口 × 150円 × 1.0 (補正係数) + 250万円 (基礎定額)

《財政力指数0.5以上1.0未満》

対象人口 × 150円 × 0.7 (補正係数) + 250万円 (基礎定額)

《財政力指数1.0以上》

対象人口 × 150円 × 0.0 (補正係数) + 250万円 (基礎定額)

②地域公共交通網形成計画を策定した場合の算定式

対象人口 × 150円 + 300万円 (基礎定額)

③地域公共交通再編実施計画の認定を受けた場合の算定式

対象人口 × 240円 + 500万円 (基礎定額)

④平成29年度から新たに補助を受ける場合の算定式

対象人口 × 100円 + 50万円 (基礎定額)

※いずれの算定式も千円未満切り捨てとする。

※財政力指数とは、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度に総務省が公表している当該市区町村の直近の財政力指数をいう。なお、補助対象系統が存する市町村が複数あり、協議会が当該複数市町村により構成される場合には、それぞれの財政力指数の平均値をとる。

※平成29年度から新たに補助を受ける場合であっても、地域公共交通網形成計画を策定した場合、地域公共交通再編実施計画の認定を受けた場合には④の算定式は適用しない。

以 上

